

湯沢市創業者融資信用保証料及び利子補給制度

湯沢市では、創業時における負担軽減と経営の安定化を図ることを目的として、創業に係る融資を受けた方への信用保証料及び利子補給を行います。

1. 対象となる融資制度

秋田県信用保証協会の信用保証が付された創業者向けの融資制度で、次のいずれかに該当するもの。

- ① 秋田県中小企業融資制度のうち「創業支援資金」
 - ② 民間の金融機関が行う上記①の創業支援資金の標準的な条件に準ずるもの
- ※複数の融資を受けている場合は、一つの融資のみが対象

2. ご利用いただける方

湯沢市内で創業するため、上記「1」の融資（借換えの場合を除く）を受けた法人又は個人で、次のすべての要件を満たす方。

- ① 融資実行時に、新たに創業する方、または創業後1年を経過していない方
- ② 湯沢市内に主たる事業所を有し、または設置しようとするものであること
- ③ 市税等を滞納していないこと

3. 補給金の額及び交付対象期間

補給金の種類	補給金の額	交付対象期間
信用保証料補給金	秋田県信用保証協会に支払った信用保証料の 全額	対象融資期間の 全期間
利子補給金	金融機関に支払った利子の 全額	融資実行日から 2年間

【留意点】

- 1) 補給金は、延滞に係るものを除きます。
- 2) 次のいずれかの事由が発生した場合は、その日を補給金算定期間の終期とします。
 - 市外に事業所を移転したときは、移転した日
 - 繰上償還をしたときは、償還を完了した日
 - 償還を遅延したときは、約定に従い償還した最後の日
 - 事業を休止・廃止したときは、休止・廃止した日
- 3) 繰上償還等により信用保証協会から信用保証料の返戻金が生じた場合は、その額を湯沢市に返還しなければなりません。

4. 手続きの流れ

(1) 交付申請書等の提出

毎年1月から12月までに支払った信用保証料及び利子について、翌年の1月末までに「湯沢市創業者融資信用保証料及び利子補給金交付申請書」に下記の添付書類を添えて、湯沢市商工課に提出してください。

〔添付書類〕

- ① 融資の事実を確認できる書類（「金銭消費貸借契約書」の写し）
- ② 金融機関が発行する「返済予定表」の写し
- ③ 信用保証料の支払方法及び支払額が確認できる書類
（「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し）
- ④ 事業所または店舗の位置が確認できる書類（住宅地図等）
- ⑤ 市税等の滞納がないことの証明書
- ⑥ そのほか市が必要と認める書類
 - ・ 個人情報提供等に関する同意書
 - ・ 個人事業開業届出書の写し、または履歴事項全部証明書
 - ・ 保証料及び利子が支払い済みであることがわかるもの（通帳の写し等）

※2回目以降の申請の際、融資内容に変更がない場合は、①～④の書類の提出を省略することができます。

(2) 交付決定

市において、提出を受けた(1)の申請書類を審査し、交付決定通知書を送付します。

(3) 請求書の提出

交付決定通知書を受領後、速やかに「創業者融資信用保証料及び利子補給金交付請求書」を提出してください。

(4) 補給金の交付

請求書受領後、およそ2週間後に指定の口座に振り込みします。



申請・問い合わせ先

湯沢市産業振興部 商工課 商工労政班

TEL 0183-55-8186

FAX 0183-79-5057

E-Mail shoko-rosei-gr@city.yuzawa.lg.jp